

使用施設における保安規定審査要求と保安規定

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
一	<p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第1章 総 則 (規定の遵守) 第3条 NDCの役員、従業員及び臨時雇員(以下「従業員」という。))は、当施設において核燃料物質等に係る業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。 2 試験部長は、前項以外の者(以下「請負会社従業員等」という。))に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画)</p> <p>第9条の3 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。 2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書(以下、「品質保証マニュアル」という。)[一次文書] (3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書(以下、「保安品質保証計画書」という。))及び記録 [二次文書] (4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。))及び記録 [三次文書]</p> <p>3. 経営責任者等の責任 3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 (1) 品質方針を定める。 (2) 品質目標が定められているようにする。 (3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できる体制を確保する。 (6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3.7 保安品質保証責任者 社長は、技術推進・品質保証部長を保安品質保証責任者(保安品質マネジメントシステム管理者)として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3. 8 管理者 社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長(管理者)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p>
二	<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画)</p> <p>第9条の3 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 総則</p> <p>1. 1 目的</p> <p>1. 2 定義</p> <p>1. 3 適用範囲</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステム</p> <p>2. 1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>2. 2 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>2. 3 保安品質保証マニュアル</p> <p>2. 4 文書の管理</p> <p>2. 5 記録の管理</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>3. 2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>3. 3 保安品質方針</p> <p>3. 4 保安品質目標</p> <p>3. 5 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>3. 6 責任及び権限</p> <p>3. 7 保安品質保証責任者</p> <p>3. 8 管理者</p> <p>3. 9 組織の内部の情報の伝達</p> <p>3. 10 マネジメントレビュー</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4. 1 資源の管理</p> <p>4. 2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>5. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>5. 2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>5. 3 個別業務等要求事項の審査</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<ul style="list-style-type: none"> 5. 4 組織の外部の者との情報の伝達等 5. 5 個別業務の管理 5. 6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 5. 7 識別管理 6. 設計開発及び調達プロセス 6. 1 設計開発計画 6. 2 設計開発に用いる情報 6. 3 設計開発の結果に係る情報 6. 4 設計開発のレビュー 6. 5 設計開発の検証 6. 6 設計開発の妥当性確認 6. 7 設計開発の変更の管理 6. 8 調達プロセス 6. 9 調達物品等要求事項 6. 10 調達物品等の検証 6. 11 トレーサビリティの確保 6. 12 組織の外部の者の物品の管理 6. 13 調達物品の管理 6. 14 監視測定のための設備の管理 7. 評価及び改善 7. 1 監視測定、分析、評価及び改善 7. 2 組織の外部の者の意見 7. 3 内部監査 7. 4 プロセスの監視測定 7. 5 機器等の検査等 7. 6 不適合の管理 7. 7 データの分析及び評価 7. 8 継続的な改善 7. 9 是正処置等 7. 10 未然防止処置

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
三	三 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。 しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足る知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1)保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。 ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2)保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>①組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)に対し、意見具申等を行うこと。 ②使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 ③保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ④各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑤使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑥保安規定に係る記録の確認を行うこと。 ⑦法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3)保安の監督に関する責任者の意見等の尊重 ①組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。 ②使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。 (4)保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。 (5)保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、①と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織 (保安及び保安品質マネジメントに関する組織) 第4条 当施設に係る保安及び保安品質マネジメントに関する組織(以下「保安に係る組織」という。)は、以下の各号により構成する。</p> <p>(1) 社長 (2) 核燃料取扱主務者 (3) 保安品質保証責任者 (4) 試験部長 (5) ホット試験室長 (6) 安全管理部長 (7) 施設管理グループ長 (8) 放射線管理グループ長 (9) 管理部長 (10) 管理課長 (11) 保安品質保証委員会 (12) 放射線安全委員会</p> <p>2 当施設の保安に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務) 第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。 (2) 試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。 (3) ホット試験室長は、次の業務を行う。 ア. 核燃料物質等の使用等に関すること イ. 設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること ウ. 管理区域の作業管理に関すること (4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。 (5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。 (6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。 (7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。 (8) 管理課長は、次の業務を行う。 ア. 周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること イ. 特殊健康診断に関すること ウ. 社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること エ. 通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること オ. 使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任) 第6条 社長は、当施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。 2 社長は、核燃料取扱主務者の代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務) 第7条 核燃料取扱主務者は、当施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長に対し意見を具申すること (2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること (3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(4) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと (5) 法に基づく報告を審査すること (6) 本規定に係る記録を精査すること (7) 教育訓練計画の作成、改定に参画すること (8) 本規定及び第15条第1項に定める規定等の制定、改廃に参画すること (9) 本規定に定める計画の作成に参画すること (10) その他、保安監督に必要な事項</p> <p>(意見の尊重) 第8条 社長は、核燃料取扱主務者の意見を尊重する。</p> <p>(保安品質保証責任者の選任) 第8条の2 社長は保安品質マネジメントに係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を選任する。</p> <p>(保安品質保証責任者の職務) 第8条の3 保安品質保証責任者は、第9条の3の3.7に定める業務を行う。</p> <p>(保安品質保証委員会) 第8条の4 当社に保安品質保証委員会を設置する。 2 保安品質保証委員会は、保安品質マネジメント活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。</p> <p>(放射線安全委員会) 第9条 当社に放射線安全委員会を設置する。 2 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 本規定の制定及び変更 (2) 核燃料物質等の使用、保管及び運搬、当施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更 (3) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 (4) その他、当施設の保安に係る重要な事項 3 放射線安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、社長の指名した委員をもって構成し、委員長は、安全管理部長があたる。ただし、委員には、当施設に関し、十分な知識と経験を有する者を指名する。 4 放射線安全委員会は、原則として3ヶ月に1回以上及び委員他からの提案等あれば、随時開催するものとする。 5 社長は、放射線安全委員会の答申を尊重する。</p> <p>(内部保安品質保証監査組織) 第9条の2 当社に内部保安品質保証監査組織を、監査時に随時設置する。 2 内部保安品質保証監査組織は、保安品質マネジメント活動について定期的(年1回以上)に監査を実施する。 3 内部保安品質保証監査組織は、保安品質保証責任者を監査リーダーとし、内部保安品質保証監査員若干名で構成する。</p>
四	<p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育 1. 使用施設等の管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第3章 保安教育 (保安教育の実施方針) 第10条 社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>(教育訓練) 第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。 2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。 3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。</p> <p>(その他の放射線作業従事者への教育訓練)</p> <p>第12条 試験部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画)</p> <p>4. 2 要員の力量の確保及び教育計画 当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること (2) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。 (3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。 (4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。 ア、品質目標の達成に向けた自らの貢献 イ、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>
五	<p>使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもののイ使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。ロ使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項ハ異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作 (要員の配置)</p> <p>第13条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p> <p>(核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(機器操作に係る下部規定等)</p> <p>第15条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、第9条の3の2.2の規定に基づき、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(災害の防止上特に管理を必要とする設備) 第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。 2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。 3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理) 第17条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。 2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。 3 試験部長及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることを確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用) 第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。 2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。 3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。 4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示) 第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p> <p>(設備・機器の操作) 第21条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。 2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p> <p>(安全装置の作動条件) 第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。 2 ホット試験室長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 3 ホット試験室長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(警報設備の管理) 第23条 警報装置の種類は、別表第7に掲げるとおりとする。 2 放射線モニタの作動条件は、別表第7の2に掲げるとおり、維持・管理する。</p> <p>(非定常作業) 第24条 試験部長は、非定常作業であって核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。 2 試験部長は、前項の計画及び措置について、あらかじめ安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(異常時の措置) 第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。 (1) 操作における作業員の手順間違い (2) 通常運転時における管理範囲の逸脱 (3) 設備・機器の故障 (4) その他、設備・機器の通常と異なる状態 2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に安全管理部長に報告する。 3 試験部長は、安全管理部長と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>
六	<p>管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第5章 放射線管理 (管理区域) 第26条 使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会告示第8号に掲げる管理区域に係る線量等に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。 2 試験部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域) 第27条 試験部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。 2 試験部長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。 3 試験部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域における特別措置) 第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかとなった場合は、安全管理部長、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。 2 試験部長は、管理区域及び一時管理区域(以下「管理区域」という。)の一部を、放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域(以下「立入・作業制限区域」という。)として設定することができる。 3 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施設等により他の場所と区別する。 4 試験部長は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者(以下「放射線業務従事者等」という。)を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。 5 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第29条 試験部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(周辺監視区域) 第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。 2 管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(管理上の人の区分) 第31条 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。 (1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者 2 安全管理部長は、放射線業務従事者を指定及び解除する。 3 安全管理部長は、一時立入者を指定する。 4 安全管理部長は、請負会社従業員等に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>(管理区域の出入り管理) 第32条 安全管理部長は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 2 安全管理部長は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。 3 安全管理部長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。 但し、第3号及び第4号の規定については、汚染の恐れのないことが明らかな区域に立ち入るときはこの限りでない。 (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。 (2) 個人線量計を着用すること。 (3) 専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること。 (4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出) 第33条 放射線管理グループ長は、管理区域から物品(核燃料物質を除く。)を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第8(1)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>第1章 総 則 (規定の遵守) 第3条 当社の役員、従業員及び臨時雇員(以下「従業員」という。)は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。 2 試験部長は、前項以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>
七	七 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第6章 放射線測定 (放射線測定器の管理) 第40条 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器を第41条の4に定める施設管理実施計画に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2. 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器が故障等により、使用不能となった場合には、すみやかに修理又は代替の措置をとる。</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理 (放射性気体廃棄物の廃棄) 第48条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。 2 ホット試験室長は、排気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 3 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。 4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第14に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。 5 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(放射性液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第49条 放射線管理グループ長は、放射性液体廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、排水中の放射性物質の濃度が、告示で定める周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、液体廃棄物を放出する場合は、処理水槽における排水中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第15に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>5 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>
八	<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第5章 放射線管理 (作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 ホット試験室長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に記載した作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>第6章 放射線測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、試験部長及び安全管理部長に連絡する。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、試験部長及び安全管理部長の確認を受ける。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
九	九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する こと。	使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	(放射線測定器の管理) 第40条 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器を第41条の4に定める施設管理実施計画に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器が故障等により使用不能となった場合には、すみやかに修理又は代替の措置をとる。
十	十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む)に関する こと。	使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に關するものを除く。)に關することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に關する事項と併せて定められていてもよい。	第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 (核燃料物質の受渡し管理) 第44条 ホット試験室長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。 2 ホット試験室長は、前項の受渡しを行う場合は、臨界に達しないようにする措置その他の必要な保安措置が講じられていることを確認する。 3 ホット試験室長は、第1項の受渡しが終了した場合は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告を行う。 (核燃料物質の貯蔵) 第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。 2 ホット試験室長は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。 3 ホット試験室長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施設又は立入制限の措置を講じる。 (周辺監視区域内に係る運搬) 第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。 (周辺監視区域外に係る運搬) 第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。 第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作 (核燃料物質の取扱計画及び報告) 第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。 2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。 (臨界管理) 第17条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。 2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。 3 試験部長及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることの確認を行う。

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(核燃料物質の使用) 第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。 2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。 3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。 4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示) 第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p>
十一	放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む)に関すること。	使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第9章 放射性廃棄物の管理 (放射性気体廃棄物の廃棄) 第48条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、 周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。 2 ホット試験室長は 、排気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 3 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。 4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第14に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。 5 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を 安全管理部長 及び核燃料取扱主務者に報告する。 <p>(放射性液体廃棄物の廃棄) 第49条 放射線管理グループ長は、放射性液体廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。 2 放射線管理グループ長は、排水中の放射性物質の濃度が、告示で定める周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 3 放射線管理グループ長は、液体廃棄物を放出する場合は、処理水槽における排水中の放射性物質濃度の測定を行う。 4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第15に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。 5 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。 <p>(放射性固体廃棄物の廃棄) 第50条 ホット試験室長は、放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。 (2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に保管廃棄する。 </p></p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(周辺監視区域内に係る運搬) 第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬) 第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>第5章 放射線管理 (仕掛品の措置) 第34条の2 ホット試験室長は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの(以下「仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。 (2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。 (3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p>
十二	十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によること。が定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画) 2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書(以下、「品質保証マニュアル」という。)[一次文書] (3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書(以下、「保安品質保証計画書」という。)及び記録 [二次文書] (4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)及び記録 [三次文書]</p> <p>第10章 非常時の措置 (非常時の組織) 第52条 社長は、非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織をあらかじめ定めておく。ここで、非常時とは、別図第1に示した保安及び保安品質保証に関する組織では対応できない事態となったときをいう。</p> <p>(非常時要員の確保) 第53条 社長は、前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
		<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(1) 第11条第4項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第11条第7項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事させる従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(非常時対応資材の整備)</p> <p>第54条 社長は、非常時対応組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第55条 社長は、非常事態が生じたときに備え、あらかじめ社外連絡責任者を任命するとともに当社内部及び外部関係機関への連絡通報系統を定めておく。</p> <p>(通報)</p> <p>第56条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。</p> <p>3 社外連絡責任者は、直ちに第55条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第57条 社長は、前条第2項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、社長を本部長とする防護活動本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第58条 防護活動本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第59条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護活動本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第60条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p>第5章 放射線管理 (緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 試験部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 試験部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>第3章 保安教育 (教育訓練)</p> <p>第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。</p>
十三	<p>十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関する事</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。</p> <p>ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関する事。</p> <p>2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作 (異常時の措置)</p> <p>第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。</p> <p>(1) 操作における作業員の手順間違い</p> <p>(2) 通常運転時における管理範囲の逸脱</p> <p>(3) 設備・機器の故障</p> <p>(4) その他、設備・機器の通常と異なる状態</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に安全管理部長に報告する。</p> <p>3 試験部長は、安全管理部長と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>第10章 非常時の措置 (非常時の組織)</p> <p>第52条 社長は、非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織をあらかじめ定めておく。ここで、非常時とは、別図第1に示した保安及び保安品質保証に関する組織では対応できない事態となったときをいう。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第53条 社長は、前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 第11条第4項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第11条第7項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事させる従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(非常時対応資材の整備) 第54条 社長は、非常時対応組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統) 第55条 社長は、非常事態が生じたときに備え、あらかじめ社外連絡責任者を任命するとともにNDC内部及び外部関係機関への連絡通報系統を定めておく。</p> <p>(通報) 第56条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。 2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。 3 社外連絡責任者は、直ちに第55条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>(非常事態の発令) 第57条 社長は、前条第2項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、社長を本部長とする防護活動本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動) 第58条 防護活動本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除) 第59条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護活動本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第60条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p>第3章 保安教育 (教育訓練) 第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。 2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。 3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。 4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。 5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。 6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。 なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。 7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。 8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
十四	<p>十四 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画) 2.5 記録の管理 保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>2 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>第11章 記録及び報告 (記録) 第61条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報告) 第62条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に関する規則(以下、「使用規則」という。)第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する場合及び核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のための特別な措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が、管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所についての人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。</p> <p>(イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>(ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>(ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則第2条の11の5第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、前項の報告のうち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p>
十五	<p>十五 使用施設等の施設管理に関する事(使用前検査の実施に関する事を含む。)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号一7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。 2. 使用前検査の実施に関する事が定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理計画) 第41条 使用施設等について使用(変更)許可を受けた設備・機器に係る事項及び「使用施設等の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、当施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定) 第41条の2 試験部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定) 第41条の3 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第41条の4 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事。 (2) 使用施設等の設計及び工事に関する事。 (3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関する事。 (4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関する事。 (5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。 (6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関する事。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事。 (8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関する事。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(保全活動の実施) 第42条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>(施設の巡視、点検) 第42条の2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、所掌する設備・機器について、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って巡視、点検を行う。 2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。 3 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(定期的な自主検査) 第42条の3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、対象となる設備を所管する部門と必要に応じて異なる部門の者に行わせなければならない。 (1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。 (2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回以上行う。 2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。 3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造) 第42条の4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。 4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(保全活動の有効性評価) 第42条の5 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>(使用前検査の計画) 第43条 保安品質保証責任者は、第2章に定める保安及び保安品質マネジメントに関する組織のうち、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から、検査責任者を指名する。 2 前項の検査責任者は、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から検査取組者及び検査担当者を指名し、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を作成させる。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
			<p>3 検査責任者は、前項の実施計画の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 検査取纏者は、使用前検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領書を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び検査場所</p> <p>(3) 検査前条件</p> <p>(4) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>(5) 検査の判定基準</p> <p>5 検査取纏者は、前項の実施要領の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用前検査の実施)</p> <p>第43条の2 検査責任者は、第43条の1の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p>
十六	<p>十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画)</p> <p>7.10 未然防止処置</p> <p>保安に係る組織は、原子力施設、その他の施設の運転経験等の知見を収集し、当施設で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を実施する。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>(2) 未然防止処置を実施する必要性について評価すること。</p> <p>(3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(4) 実施した全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(5) 実施した全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、管理すること。</p> <p>2 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。</p>

No.	使用規則	保安規定審査基準	保安規定
十七	<p>不適合(品質管理基準規則第2条第2項第2号に規定するものをいう。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開 1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 (保安品質マネジメント計画) 7.6 不適合の管理 管理者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることが無いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、管理する。 2 保安品質証責任者は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。 3 管理者は、次に掲げるいずれかの方法により、不適合を処理する。 (1) 発見された不適合を除去するための措置を実施すること。 (2) 不適合についてあらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う(以下、「特別採用」という。)こと。 (3) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を実施すること。 (4) 機器等の使用または、個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または、起こり得る影響に応じて適切な措置を実施すること。 4 管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して実施した措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、管理する。 5 管理者は、不適合を除去するための措置を実施した場合は、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 6 保安に係る組織は、当施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「保安品質保証計画書」に定める不適合の公開基準に従い、情報の公開を行う。</p>
十八	<p>十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1章 総 則 (目 的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)において、核燃料物質等の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。 (適用範囲) 第2条 本規定は、ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「当社」という。)燃料ホットラボ施設(以下「当施設」という。)において、保安に係る運用に関して適用する。 (安全文化の醸成) 第3条の2 社長は、安全文化の醸成を確実にするために、活動方針を策定し、従業員に周知する。</p>

